

2023年 2月 22日

協力会社のみなさまへ

株式会社奥村組

外国人労働者の在留資格確認手順の策定について

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省によると、日本における外国人労働者数は2022年10月末時点で過去最高を更新し、今後さらに増加することが予想されます。その一方で、外国人労働者の不法就労などが近年増加の一途を辿り、社会問題となっています。また、当社においては、外国人労働者が在留カード偽造による不法就労で逮捕される事案が発生し、この事態を重く受け止めております。不法就労は法律で禁止されており、外国人労働者を雇用する事業主は、雇用管理において講ずべき必要な措置が定められており、順守しない事業主に対しては罰則が科せられます。

つきましては、外国人労働者の在留資格確認手順を下記のとおり策定し、2023年4月1日より運用いたしますので、外国人労働者を雇用する事業主の義務や処罰対象と併せてお知らせいたします。本手順が順守されない場合は、当該外国人労働者は当社工事所で就労することができませんので、協力会社のみなさまにおかれましては、ご理解のほどよろしく願いいたします。

謹白

記

【外国人を雇用する事業主の義務や処罰対象】

- ・事業主は、外国人を雇用する際は、在留カード、旅券（パスポート）の提示を求め、在留資格・期間、在留期限、資格外活動許可の有無等を確認するなど、雇用できる外国人であるかを確認する義務があります。（出入国管理及び難民認定法第73条の2第2項1～3号※1）
- ・働くことが認められていない外国人を雇用した事業主や、不法就労をあっせんした者は、不法就労助長の処罰対象となります。また、外国人の雇用時に、当該外国人が不法就労者であることを知らなくても、在留カードの確認をしていない等の過失がある場合は処罰の対象となります。（出入国管理及び難民認定法73条の2第1項1～3号※1）
- ・外国人は旅券又は各種許可書（在留カード）を携帯し、権限ある官憲（警察官等）の提示要求があった場合には、提示することが義務付けられています。（出入国管理及び難民認定法第23条）

※1 罰則・・・3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科

【一次会社の実施事項】

- ①雇用会社に対して、在留カード等読取アプリケーション（以下「アプリ」という）で在留カードをスキャンし、読み取り結果と在留カードの現物を比較、確認し、スキャン結果をスクリーンショットとして残すよう指導する。また、グリーンサイト（以下「GS」という）の従業員基本情報編集で『在留カード又は外国人登録証明書』に、スキャン結果のスクリーンショットを登録するよう指導する。
- ②雇用会社に代わって上位会社がGSの代行登録を行っている場合は、その上位会社が責任を持って代行登録を行う。

※登録の画面



- ③GSに登録されたアプリスキャン結果のスクリーンショットを閲覧して、在留カードが偽変造されていないことを確認する。
- ④雇用会社等に対して、送り出し教育時に在留カードの現物を再度確認させて、新規入場者届に確認した結果を記入するよう指導する。また、外国人労働者に対し、在留カードを常に携帯するよう指導する。

※新規入場者届（新様式）の確認項目

新規入場者届		受入時教育実施者			
所属村組 芝公園 工事所長 殿 一次会社名 大山建設株式会社					
元請確認欄 所属会社名 株式会社山田工務店 (次)					
フリガナ	ジョン スミス	性別	血液型	生年月日	
氏名	John Smith	男	A 型	2002 年 1 月 1 日	21 歳
労災適用区分	<input type="checkbox"/> 労働者（建設業者は元請にて加入、建設業者以外は雇用会社にて加入） <input type="checkbox"/> 事業主・一人親方（労災保険特別加入： <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入） <small>※該当するものに必ず■をつける。労災保険特別加入者は加入証明を添付して下さい。未加入者は出来る限り特別加入すること。</small>				
職種	露工	経験年数	1 年 0 カ月	氏名	Jane Smith (続柄) 妻
現住所	大阪市住吉区13-5-1	緊急連絡先	住所 大阪市阿倍野区松崎町2-2-2		
	電話番号: 06 (6677) 8030		電話番号: 06 (6623) 5780		
免 許	<input type="checkbox"/> 地山掘削 <input type="checkbox"/> 土止保工 <input type="checkbox"/> 鉄骨の組立等 <input type="checkbox"/> 足場の組立等 <input type="checkbox"/> 型枠保工の組立等 <input type="checkbox"/> 特定化学物質等 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 有機溶剤 主任者 <input type="checkbox"/> 道（掘削）覆工 <input type="checkbox"/> 酸欠欠乏 <input type="checkbox"/> 酸素欠乏・酸化水素 他()				
免許・資格等	技能講習 所属会社による在留資格確認 ※1 <input type="checkbox"/> 技 <input type="checkbox"/> 技実 <input type="checkbox"/> 特技 <input checked="" type="checkbox"/> 特活 <input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 永住 <input type="checkbox"/> 配偶者				
該当事項に■印、又は()内に記入	特別教育 <input type="checkbox"/> 移動式クレーン(5t未満) <input type="checkbox"/> クレーン(5t未満) <input type="checkbox"/> 建設用リフト <input type="checkbox"/> 巻上機 <input type="checkbox"/> グラインダー <input type="checkbox"/> 高圧作業車(10m未満) <input type="checkbox"/> ローラー <input type="checkbox"/> 車両系建設機械(3t未満) (掘削用) <input type="checkbox"/> 基礎工事用 <input type="checkbox"/> 解体用 <input type="checkbox"/> 車両系荷役建設機械(1t未満) <input type="checkbox"/> フォークリフト <input type="checkbox"/> ローダー <input type="checkbox"/> 不整地運搬車 <input type="checkbox"/> ボートマシ <input type="checkbox"/> 軌道装置動入車 <input type="checkbox"/> アーク溶接 <input type="checkbox"/> 石綿作業 <input type="checkbox"/> 道の掘削、覆工作業 <input type="checkbox"/> 高次危険作業 <input type="checkbox"/> 特定粉じん作業 <input type="checkbox"/> 携帯丸のこ盤(準) 他()				
その他	職長・安全衛生責任者教育 <input type="checkbox"/> 職長による在留資格確認 ※1 <input type="checkbox"/> 技 <input type="checkbox"/> 技実 <input type="checkbox"/> 特技 <input checked="" type="checkbox"/> 特活 <input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 永住 <input type="checkbox"/> 配偶者 優良職長 (ロエリアマイスター、ロスーハーマイスター)				
最近の健康診断	実施日	2016 年 10 月 25 日	血 圧	110 ~ 80	特殊健康診断
送り出し教育実施事項	実施日	2016 年 12 月 5 日	実施者	(サイン)	健康診断
該事項に■印	<input checked="" type="checkbox"/> 当該工事にかかる自社及び系列の協力会社の施工体制 <input type="checkbox"/> 自社の工事内容・工期 <input checked="" type="checkbox"/> 関係作業員の役割分担、配置 <input type="checkbox"/> 当工事所用に作成された作業手順書 <input checked="" type="checkbox"/> 貴工場所から提供された「送り出し教育用資料」の周知 <input type="checkbox"/> その他 () (■新規入場の皆様へ ■災害予防訓練シート ■職長の役割 □その他)				

- ・グリーンサイトより出力する『新規入場者アンケート』は、2023年3月3日（金）より新様式に対応いたします。なお、2023年3月3日から同年3月31日は経過措置期間として、新旧いずれの様式を用いても差し支えありません。また、経過措置期間中は本通知に則った確認手順は任意といたしますが、雇用会社は引き続き外国人労働者の在留カードを確実に確認してください。
- ・経過措置期間中は、協力会ホームページに新規入場者届の新旧様式を掲載します。
- ・同年4月1日以降は、新規入場者届の旧様式(手書き分)による提出は不可とします。
- ・在留資格の詳細については、[出入国在留管理庁 HP](#) で確認してください。

【留意点】

- ・アプリ上で表示される在留カードと、在留カードの現物を必ず比較、確認してください。アプリは、在留カードの番号とICチップの情報を照合する仕組みであり、在留カードの写真や記載内容の偽変造を見抜くためには、目視で確認するしかありません。

【参考】アプリでスキャンした際の表示画面（スクリーンショットのイメージ）

○正常



×異常



必ず、画面に表示された在留カードと在留カードの現物を比較、確認するようにしてください。

- 出入国在留管理庁 HP の『在留カード等番号失効情報照会』は、在留カード及び特別永住者証明書の失効期限を確認するもので、在留カードの有効性を証明するものではありません。在留カードの番号と有効期限を合致させた偽造カードは『失効していません』と表示されるため、注意してください。
- 在留カードの現物を確認する際には、出入国在留管理庁 HP 『[「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方](#)』を参考にしてください。

[本件お問い合わせ先]

- 株式会社奥村組
東日本支社安全品質環境部 安全管理課
担当：藤後、蓮沼 (TEL:03 - 5427 - 8197)

西日本支社安全品質環境部 安全管理課
担当：金咲 (TEL：06 - 6625 - 3874)

以 上